

ハラスメント防止方針

株式会社リピート（以下「弊社」といいます）は、職場におけるハラスメントの重要性を認識し、以下の取組を実施いたしております。

- 1 弊社は、ハラスメント行為は個人の人格や尊厳を傷つけるほか、職員の持つ本来の能力を発揮できず、ひいては事業所の運営に支障をきたす大きな問題であると位置づけます。特に、福祉事業を営む者（会社・事業所及びその構成員）としてハラスメント行為は断じて許さず、福祉事業を運営・従事する資格無しと断定致します。
- 2 弊社は、ハラスメントの防止に向け、積極的に情報提供及び職員研修を実施致します。
- 3 弊社は、弊社は、ハラスメント早期解決のため、相談窓口を定め速やかに相談に応じます。
- 4 弊社は、ハラスメント問題が発生した場合、これに対し迅かつ厳正な対処をしてまいります。対処にあたっては、被害者に対する配慮を講じ、再発防止に向けた措置を講じます。
- 5 弊社は、ハラスメント問題の相談者及び行為者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨を労働者に周知致します。
- 6 弊社は、ハラスメント問題を相談したことを理由として、解雇その他不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発致します。
- 7 上記の詳細な取り組みは、別に定める「ハラスメント防止規定」の定めるところに準じます。

令和3年11月1日
株式会社 リピート
代表取締役 椎谷 照雄